

岩手県告示第608号

平成21年5月26日付け岩手県報第10864号掲載保安林の指定施業要件の変更予定(平成21年岩手県告示第481号)の内容について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成21年7月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨
 - (1) 指定施業要件を変更する森林の所在場所 釜石市甲子町第16地割3の183
 - (2) 所在が不明である通知の相手方 鈴木英徳
- 2 通知の内容を掲示した場所 釜石市役所